

経済産業省

20240306保局第3号
令和6年3月7日

国土交通省不動産・建設経済局 建設市場整備課長 殿

経済産業省産業保安グループガス安全室長

住宅塗装工事等におけるガス機器の給気・排気部の閉塞による一酸化炭素中毒事故等の防止について（協力依頼）

ガス事業を取り巻く社会環境の変化と想定されるリスク等を踏まえ、今後10年間を見据えた総合的なガスの保安対策として「ガス安全高度化計画2030」及び「液化石油ガス安全高度化計画2030」を策定し、2030年の死亡事故ゼロに向けて、国、ガス事業者、需要家及び関係事業者等が協働して様々なアクションプランを実行しています。そのアクションプランの一環として、住宅塗装工事等においてガス機器の給気・排気部が閉塞され、不完全燃焼や異常燃焼に伴う一酸化炭素中毒事故の防止対策について、塗装事業者等への周知・啓発をすることとしています。

昨年は関係者のご尽力もあり、住宅塗装工事等における一酸化炭素中毒事故は発生しませんでした。一方で塗装事業者に関する事故としては、消費者が湯沸器を使用したところ、給排気口が養生カバーで覆われていたため正常な燃焼とならず、未燃ガスとして機器内に滞留した。当該機器の点火操作を繰り返したことで、点火スパークにより滞留した未燃ガスに着火し異常燃焼し、フロントカバーの変形に至ったものと推測される事故（2023年9月）が発生しています。

このように、ガス機器の給気・排気部が閉塞された状態で使用した場合、爆発や異常燃焼によりガス機器が破損するほか、酸欠や不完全燃焼による一酸化炭素中毒の発生のおそれがあります。

このため、塗装工事業者等に対し、引き続き下記の要請を行っていただきますようお願いいたします。

記

1. 養生を行う場合には、ガス機器の給気部及び排気部を塞がないこと。
2. やむを得ずガス機器の給気・排気部をビニールシート等で塞ぐ場合には、当該ビニールシート等を取り除くまではガス機器を使用しないよう、確実に住人へ周知徹底すること。
3. 工事終了後は、速やかに養生のためのビニールシート等を外すこと。

（参考資料）

- ・ 塗装等工事関係者向け注意喚起チラシ